行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処	分 名	緑地協定の廃止の認可
根拠法令及び条項		都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 52 条第 1 項
所管部課名		建設部 緑化公園課
	関係法令等及 び条項	多治見市緑地協定要綱(昭和 58 年告示第 53 号)
審		・緑地協定廃止申請 過半数の合意 ・廃止認可申請
査		○廃止認可公告 (法第 52 条第 2 項)
基	基準	
準		
	設定年月日	平成9年4月1日 最終変更年月日 平成20年5月23日
標準処理期	標準処理期間	総日数 25~40 日程度 (注:休日は含まない。)
	内 訳	経由機関日 (機関名)協議機関日 (機関名)処分機関25~40 日
間	設定年月日	平成9年4月1日 最終変更年月日
備	考	